

平成 27 年度

川崎市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

川崎市監査委員

28川監第279号

平成28年8月19日

川崎市長 福田紀彦様

川崎市監査委員	村	田	恭	輔
同	植	村	京	子
同	坂	本		茂
同	織	田	勝	久

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見
の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された平成27年度川崎市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおりその意見を提出します。

目 次

平成27年度 川崎市健全化判断比率審査意見

第1	審査の対象	1
第2	審査の方法	1
第3	審査の期間	1
第4	審査の結果	1
	健全化判断比率の状況	2
1	実質赤字比率	5
2	連結実質赤字比率	7
3	実質公債費比率	10
4	将来負担比率	12
5	むすび	14

平成27年度 川崎市資金不足比率審査意見

第1	審査の対象	15
第2	審査の方法	15
第3	審査の期間	15
第4	審査の結果	15
	資金不足比率の状況	16
1	地方公営企業法適用企業	17
	(1) 病院事業会計	17
	(2) 下水道事業会計	17
	(3) 水道事業会計	18
	(4) 工業用水道事業会計	18
	(5) 自動車運送事業会計	19
2	地方公営企業法非適用企業	20
	(1) 卸売市場事業特別会計	20
	(2) 港湾整備事業特別会計	20
	(3) 生田緑地ゴルフ場事業特別会計	21
3	むすび	21

注 1 文中に用いる金額は原則として万円単位で表示し、単位未満は切り捨てである。

また、文中に用いられている表の金額は原則として千円単位で表示し、単位未満は切り捨てである。

2 各比率はすべて百分率で表示し、原則として表示単位未満は切り捨てである。なお、前年度比については表示単位未満を四捨五入してある。

3 各表中の符号の用法は次のとおりである。

「-」……………皆無又は該当数値なし

「0」、「0.0」……該当数値はあるが、単位未満のもの

「…」……………算出不能、無関係又は不明

4 各図表中、負の値となるものは値の前に「△」を付してある。

5 用語の定義等は特段の定めがある場合を除き、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成20年総務省令第8号）の定めるところによる。

平成27年度川崎市健全化判断比率審査意見

第1 審査の対象

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、一般会計及び特別会計並びに公営企業会計に係る決算の審査対象とされた書類、地方財政状況調査表、公債台帳、交付税算定台帳、設立法人等財務諸表その他の関係書類を照合するとともに、関係局長から説明を聴取し、その適正性について審査した。

第3 審査の期間

平成28年6月1日から同年8月5日まで

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率は、上に述べた方法により審査した結果、法令の規定に従って適正に算定されていた。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率の状況

(単位：%)

区分	27 年度	26 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	—	16.25	30.00
実質公債費比率	7.5	8.2	25.0	35.0
将来負担比率	117.4	115.3	400.0	

地方公共団体は、上記の健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合（当該健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上である場合を除く。）、財政健全化計画を定めなければならない。本市においては、全ての比率において早期健全化基準未満であった。

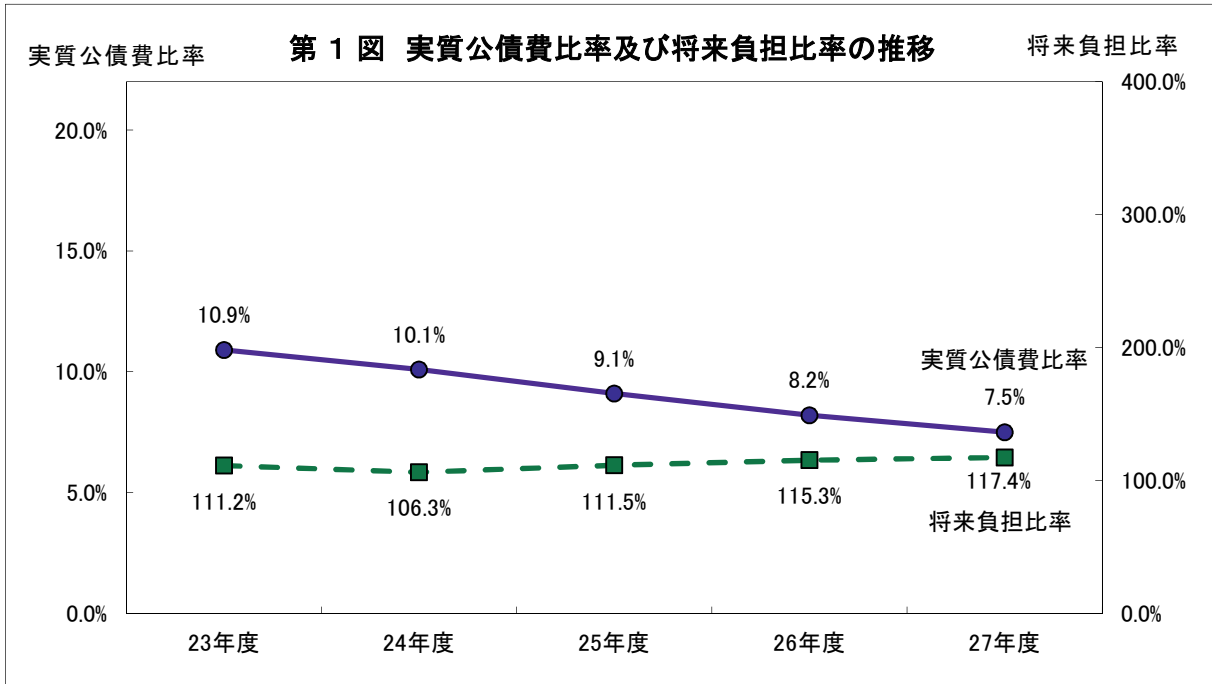
実質赤字比率は、実質赤字が発生しなかったため算出されなかった。

連結実質赤字比率は、連結実質赤字が発生しなかったため算出されなかった。

実質公債費比率は7.5%で、早期健全化基準の25.0%を下回った。

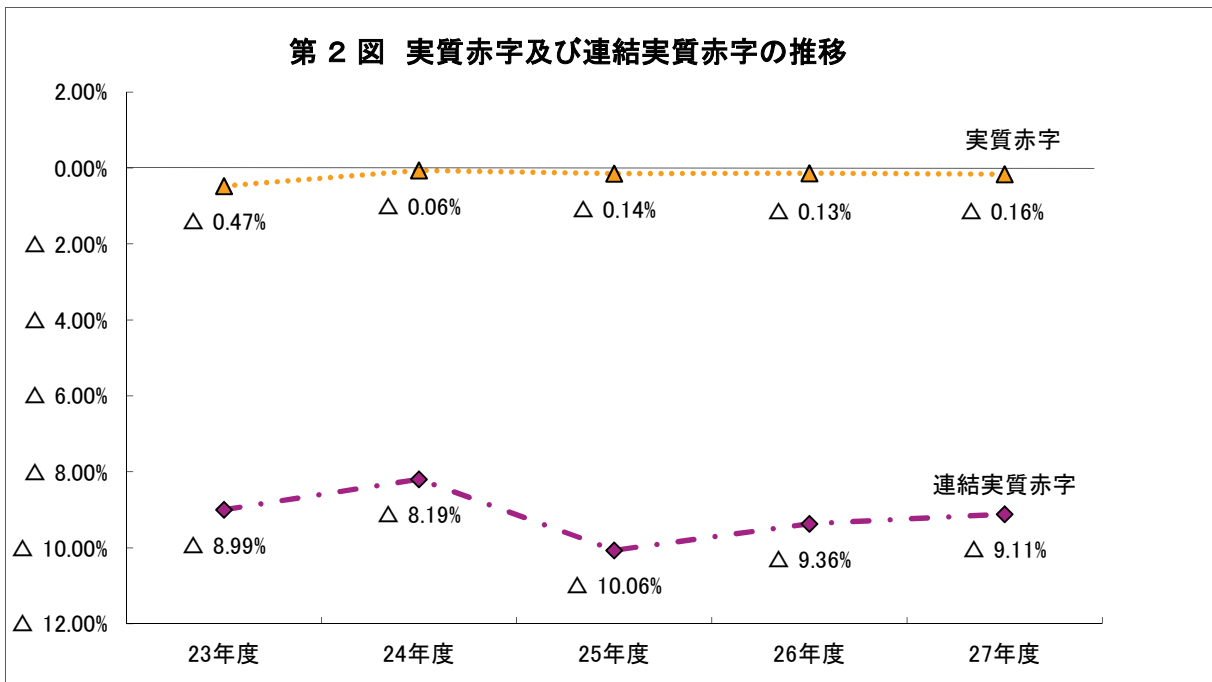
将来負担比率は117.4%で、早期健全化基準の400.0%を下回った。

なお、最近5年間の健全化判断比率の実質公債費比率及び将来負担比率の推移をみると第1図のとおりである。



[参考]

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字及び連結実質赤字が発生しなかったため算出されなかったが、実質赤字額及び連結実質赤字額を標準財政規模で除した数値を百分率として推移を示すと、第2図のとおりである。



それぞれの比率の対象となる会計等は、第3図のとおりである。

第 3 図 対象会計等の範囲

一般会計等	一 般 会 計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	一般会計等に属する特別会計	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計				
		公害健康被害補償事業特別会計				
		勤労者福祉共済事業特別会計				
		墓地整備事業特別会計				
		公共用地先行取得等事業特別会計				
公債管理特別会計						
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	競輪事業特別会計	資金不足比率	準元利償還金の対象会計	将来負担比率	
		国民健康保険事業特別会計				
		後期高齢者医療事業特別会計				
		介護保険事業特別会計				
公営企業会計	地方公営企業法適用企業	病院事業会計	将来負担比率			
		下水道事業会計				
		水道事業会計				
		工業用水道事業会計				
		自動車運送事業会計				
	地方公営企業法非適用企業	卸売市場事業特別会計				
		港湾整備事業特別会計				
		生田緑地ゴルフ場事業特別会計				
一 部 事 務 組 合						
土 地 開 発 公 社						
損 失 補 償 団 体						

各比率の状況は、次のとおりである。

1 実質赤字比率

実質赤字比率は、第1表のとおりである。

第1表 実質赤字比率

(単位:千円、%)

項 目	金 額			前年度比
	27年度	26年度	比較増△減	
実質赤字額(a+b+c=A)	△ 496,979	△ 425,131	△ 71,848	116.9
繰上充用額*1(a)	△ 944,886	△ 1,031,613	86,727	91.6
支払繰延額(b)	—	—	—	…
事業繰越額(c)	447,907	606,482	△ 158,575	73.9
標準財政規模*2(B)	309,069,873	303,846,781	5,223,092	101.7
(A/B×100)	△ 0.16	△ 0.13		
実質赤字比率	—	—		
早期健全化基準	11.25			
財政再生基準	20.00			

(注) 実質赤字である場合、実質赤字額は負の値で表示される。この場合実質赤字比率は算出されない。

<算定式>

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\begin{aligned} \text{実質赤字額} &= \text{繰上充用額} + (\text{支払繰延額} + \text{事業繰越額}) \\ &= \text{歳入総額} - \text{歳出総額} - \text{翌年度に繰り越すべき財源}^{*3} \end{aligned}$$

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

当年度の実質赤字比率は、実質赤字額(A)がマイナス4億9,697万円となっており、実質赤字となったため算出されなかった。

繰上充用額(a)はマイナス9億4,488万円となっており、実質赤字であるため発生していない。支払繰延額(b)はなく、事業繰越額(c)は4億4,790万円であった。これは、全額母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計に係るものであり、国の予算から支出される福祉資金貸付債に伴うもので、母子父子寡婦福祉資金貸付事業に係る剰余金は、後年度において貸し付けるための財源として、事業繰越として取り扱うことによるものである。

標準財政規模(B)は3,090億6,987万円となっており、標準財政規模に算入される標準税収入額等が増加したことにより、前年度に比べ52億2,309万円増加している。

*1 繰上充用額

歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額

繰上充用額 = イ - {(ロ + ハ + ニ) - ホ}

イ：歳入歳出差引額

ロ：継続費逓次繰越額

ハ：繰越明許費繰越額

ニ：事故繰越繰越額

ホ：ロからニまで、事業繰越額及び支払繰延額に係る未収入特定財源

*2 標準財政規模

標準的な一般財源の規模を示すもの。臨時財政対策債発行可能額を含む。

*3 翌年度に繰り越すべき財源

繰越事業等により翌年度のために必要とされる財源を繰り越したもの。繰越額から未収入特定財源を除いたものと等しい。

2 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、第2-1表のとおりである。

第2-1表 連結実質赤字比率

(単位:千円、%)

項 目	金 額			前年度比
	27年度	26年度	比較増△減	
連結実質赤字額 ((a+b)-(c+d)=A)	△ 28,178,758	△ 28,455,935	277,177	99.0
実質赤字合計額 ^{*1(a)}	—	—	—	…
資金不足額合計額 ^{*2(b)}	—	95,332	△ 95,332	—
実質黒字合計額 ^{*3(c)}	1,590,657	834,545	756,112	190.6
資金剰余額合計額 ^{*4(d)}	26,588,101	27,716,722	△ 1,128,621	95.9
標準財政規模 (B)	309,069,873	303,846,781	5,223,092	101.7
(A/B×100)	△ 9.11	△ 9.36		
連結実質赤字比率	—	—		
早期健全化基準	16.25			
財政再生基準	30.00			

(注) 連結実質黒字である場合、連結実質赤字額は負の値で表示される。この場合連結実質赤字比率は算出されない。

<算定式>

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{連結実質赤字額} = (\text{実質赤字合計額} + \text{資金不足額合計額}) - (\text{実質黒字合計額} + \text{資金剰余額合計額})$$

連結実質赤字比率は、全ての会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

当年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額(A)がマイナス 281 億 7,875 万円となっており、連結実質黒字となったため算出されなかった。

なお、一般会計等及び公営企業に係る特別会計以外の特別会計の会計別実質収支額は第2-2表、公営企業会計の会計別資金剰余額は第2-3表のとおりである。

第 2 - 2 表 総計による会計別実質収支額
(一般会計等及び公営企業に係る特別会計以外の特別会計)

(一般会計等)

(単位:千円)

会 計 名	歳入額(1)	歳出額(2)	翌年度に繰 り越すべき財 源(3)	実質収支額 (1)-(2)-(3)
一 般 会 計	605,111,133	602,309,503	2,594,341	207,289
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	888,820	440,913	447,907	-
公害健康被害補償事業特別会計	257,337	111,104	-	146,233
勤労者福祉共済事業特別会計	96,059	96,059	-	-
墓地整備事業特別会計	488,153	236,231	108,465	143,457
公共用地先行取得等事業特別会計	471,732	471,732	-	-
公債管理特別会計	209,360,250	209,360,250	-	-
小 計	/	/	/	496,979

(一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計)

会 計 名	歳入額(1)	歳出額(2)	翌年度に繰 り越すべき財 源(3)	実質収支額 (1)-(2)-(3)
競輪事業特別会計	17,998,316	17,866,966	-	131,350
国民健康保険事業特別会計	150,787,835	149,497,202	1,290,633	-
後期高齢者医療事業特別会計	13,520,954	11,968,188	1,552,766	-
介護保険事業特別会計	79,541,416	78,579,088	-	962,328
小 計	/	/	/	1,093,678
合 計	/	/	/	1,590,657

(注) 歳入額及び歳出額それぞれの総計を一致させるため、各会計において端数調整を行っている。

第 2 - 3 表 会計別資金剰余額（公営企業会計）

（地方公営企業法適用企業）

（単位：千円）

会 計 名	流動資産等 (1)	算入地方債 (2)	流動負債等 (3)	資金剰余額 (1)-(2)-(3)
病 院 事 業 会 計	8,516,780	-	3,887,399	4,629,381
下 水 道 事 業 会 計	17,483,720	-	12,912,926	4,570,794
水 道 事 業 会 計	18,101,185	-	8,423,519	9,677,666
工 業 用 水 道 事 業 会 計	10,392,142	-	2,899,867	7,492,275
自 動 車 運 送 事 業 会 計	1,105,775	-	1,100,524	5,251
小 計	/	/	/	26,375,367

（地方公営企業法非適用企業）

会 計 名	歳入額等 (1)	算入地方債 (2)	歳出額(3)	資金剰余額 (1)-(2)-(3)
卸 売 市 場 事 業 特 別 会 計	4,265,987	-	4,265,987	-
港 湾 整 備 事 業 特 別 会 計	2,391,277	-	2,379,479	11,798
生 田 緑 地 ゴ ル フ 場 事 業 特 別 会 計	518,440	-	317,504	200,936
小 計	/	/	/	212,734
合 計	/	/	/	26,588,101

*1 実質赤字合計額

一般会計及び公営企業会計以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

*2 資金不足額合計額

公営企業会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

*3 実質黒字合計額

一般会計及び公営企業会計以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

*4 資金剰余額合計額

公営企業会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

3 実質公債費比率

実質公債費比率は、第3-1表のとおりである。

第3-1表 実質公債費比率

(単位:千円、%)

項目	27年度	26年度	25年度	24年度
地方債の元利償還金(A)	31,078,628	32,172,601	32,886,931	32,559,088
地方債の準元利償還金(B)	53,512,136	52,784,991	51,702,335	51,926,627
地方債償還に充当される 特定財源*1(C)	23,042,045	22,596,415	20,881,793	20,313,267
元利償還金・準元利償還金に係 る基準財政需要額*2算入額(D)	44,000,067	42,179,590	42,140,167	41,302,223
標準財政規模(E)	309,069,873	303,846,781	303,205,524	299,201,763
(A+B)-(C+D)	17,548,652	20,181,587	21,567,306	22,870,225
(E-D)	265,069,806	261,667,191	261,065,357	257,899,540
実質公債費比率(単年度) (((A+B)-(C+D))/(E-D)×100)	6.62039	7.71269	8.26127	8.86788
27年度実質公債費比率 (過去3か年平均値)	7.5			/
26年度実質公債費比率 (過去3か年平均値)	/	8.2		
早期健全化基準	25.0			
財政再生基準	35.0			

注1 実質公債費比率(単年度)は小数第6位を四捨五入している。

2 27年度実質公債費比率及び26年度実質公債費比率は小数第2位を切り捨てている。

3 24年度における実質公債費比率(単年度)及び26年度実質公債費比率(過去3か年平均値)には、平成24年度で廃止された高速鉄道事業会計を含む。

<算定式>

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。

過去3年間の単年度の実質公債費比率を平均して算出した当年度の実質公債費比率は7.5%となり、早期健全化基準である25.0%を17.5ポイント下回った。

当年度の実質公債費比率(過去3か年平均値)は、前年度に比べ0.7ポイント改善し、単年度の実質公債費比率をみると、当年度は前年度に比べ1.09230ポイント改善している。これは主に地方債の元利償還金(A)が310億7,862万円となり前年度に比べ10億9,397万円減少したこと及び標準財政規模(E)が3,090億6,987万円となり前年度に比べ52億2,309万円増加したことによるものである。単年度の実質公債費比率は平成19年度から改善が続いている。

地方債の元利償還金(A)の内訳を示すと第3-2表のとおりである。

第 3 - 2 表 地方債の元利償還金

(単位:千円)

項 目	27 年度	26 年度	25 年度	24 年度
一般会計等に係る公債費(a)	94,921,793	104,226,486	116,624,282	90,358,475
繰上償還額及び借換債を財源として償還した額(b)	97,632	92,663	2,276,598	101,506
満期一括償還地方債の元金に係る分(c)	63,801,835	72,859,345	82,205,686	58,939,011
利子支払金のうち減債基金の運用利子を財源とするもの(d)	1,300,000	1,200,000	1,000,000	—
減債基金積立不足を考慮して算定した額(e)	1,356,302	2,098,123	1,744,933	1,241,130
地方債の元利償還金 (a-b-c-d+e=A)	31,078,628	32,172,601	32,886,931	32,559,088

地方債の準元利償還金(B)の内訳を示すと第3-3表のとおりである。

第 3 - 3 表 地方債の準元利償還金

(単位:千円)

項 目	27 年度	26 年度	25 年度	24 年度
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)	38,322,531	37,529,276	36,731,055	36,003,835
公営企業債の償還の財源に充てたと認められる一般会計等からの繰入金	13,519,614	14,317,708	14,138,478	15,167,504
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	—	—	—	—
債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの	1,669,991	938,007	832,802	755,288
一時借入金利子(繰替運用を除く。)	—	—	—	—
地方債の準元利償還金 合計(B)	53,512,136	52,784,991	51,702,335	51,926,627

地方債の準元利償還金(B)は 535 億 1,213 万円となっており、前年度に比べ 7 億 2,714 万円増加している。

*1 特定財源

用途が特定されている財源。実質公債費比率算定に当たっては地方債償還に充当することをあらかじめ想定されていたものを指す。

*2 基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準により行政サービスを行う場合又は標準的な施設を維持するための財政需要を一定の方法により算定した額

4 将来負担比率

将来負担比率は、第4表のとおりである。

第4表 将来負担比率

(単位:千円、%)

項 目	金 額			前年度比
	27年度	26年度	比較増△減	
将来負担額 (a+b+c+d+e+f+g+h=A)	1,312,759,539	1,314,124,395	△ 1,364,856	99.9
当年度末一般会計等地方債現在高(a)	1,036,189,408	1,028,238,672	7,950,736	100.8
債務負担行為に基づく支出予定額*1(b)	34,176,895	22,062,468	12,114,427	154.9
一般会計等以外の特別会計に係る地方債償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額(c)	167,725,446	185,999,574	△ 18,274,128	90.2
組合等が起こした地方債の償還に係る負担等見込額*2(d)	—	—	—	…
退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額(e)	74,306,064	77,229,944	△ 2,923,880	96.2
設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額*3(f)	361,726	593,737	△ 232,011	60.9
連結実質赤字額(g)	—	—	—	…
組合等連結実質赤字額相当額のうち一般会計等負担見込額*4(h)	—	—	—	…
充当可能財源等(i+j+k=B)	1,001,468,649	1,012,409,619	△ 10,940,970	98.9
充当可能基金額*5(i)	223,463,711	209,038,626	14,425,085	106.9
特定歳入見込額*6(j)	272,969,687	279,343,723	△ 6,374,036	97.7
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額(k)	505,035,251	524,027,270	△ 18,992,019	96.4
標準財政規模(C)	309,069,873	303,846,781	5,223,092	101.7
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)	44,000,067	42,179,590	1,820,477	104.3
A-B	311,290,890	301,714,776	9,576,114	103.2
C-D	265,069,806	261,667,191	3,402,615	101.3
将来負担比率 (((A-B)/(C-D))×100)	117.4	115.3		
早期健全化基準	400.0			

<算定式>

$$\begin{aligned} \text{将来負担比率} &= \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \\ \text{充当可能財源等} &= \text{充当可能基金額} + \text{特定歳入見込額} \\ &\quad + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額} \end{aligned}$$

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

当年度の将来負担比率は 117.4% であり、前年度に比べ 2.1 ポイント上昇したものの、早期健全化基準である 400.0% を下回った。

これは主に債務負担行為に基づく支出予定額 (b) が増加したものの、一般会計等以外の特別会計に係る地方債償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額 (c) が減少したことなどにより、将来負担額 (A) が前年度に比べ 13 億 6,485 万円減少したが、充当可能基金額 (i) が増加したものの、地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 (k) 及び特定歳入見込額 (j) が減少したことにより、充当可能財源等 (B) が前年度に比べ 109 億 4,097 万円減少したことによるものである。

*1 債務負担行為に基づく支出予定額

債務負担行為として予算に計上している支出予定額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額で、地方債をその財源とすることができる経費（地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 5 条各号に規定する経費等）に係るもの。その支出額が算定時点において確定しているもののみを算定する。

*2 組合等が起こした地方債の償還に係る負担等見込額

当該団体が加入する地方公共団体の組合等が起こした地方債の元金償還に充てるため、当該団体の一般会計等において負担又は補助が必要と認められる額

*3 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額

地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

*4 組合等連結実質赤字額相当額のうち一般会計等負担見込額

本市が加入する組合等の連結実質赤字額に相当する額のうち、本市の一般会計等で実質的に負担することが見込まれる額

*5 充当可能基金額

本市が設置する基金のうち、将来負担額として計上されている地方債の現在高等に対して、その償還財源とすることができる基金の額

*6 特定歳入見込額

将来負担額として計上されている地方債の現在高等に対して、その償還財源に充てることのできる歳入の見込額

5 むすび

当年度の健全化判断比率の各比率は、全てにおいて早期健全化基準を下回っていた。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については実質赤字及び連結実質赤字が発生しなかったため、各比率は算出されなかった。

一般会計等が負担する地方債の元利償還金等の標準財政規模に対する比率を示す実質公債費比率は、地方債の元利償還金が減少したことなどにより前年度から低下している。

また、一般会計等が将来負担すべき地方債等の実質的な負債の標準財政規模に対する比率を示す将来負担比率は、将来負担額に充てることが見込まれる充当可能財源等が減少したことなどにより前年度に引き続き上昇している。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律で比率の公表が義務付けられた平成19年度以降の実質公債費比率及び将来負担比率は、早期健全化基準を継続して下回っている。引き続き将来負担の抑制に努め、持続可能な財政基盤の構築に向け取り組まれない。

平成27年度川崎市資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の方法

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、特別会計（卸売市場事業特別会計、港湾整備事業特別会計及び生田緑地ゴルフ場事業特別会計に限る。）及び公営企業会計に係る決算の審査対象とされた書類を照合するとともに、事業管理者等の説明を聴取し、その適正性について審査した。

第3 審査の期間

平成28年6月1日から同年8月5日まで

第4 審査の結果

審査に付された資金不足比率は、上に述べた方法により審査した結果、法令の規定に従って適正に算定されていた。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

資金不足比率の状況

(単位：%)

会 計 名	27 年度	26 年度	経営健全化基準
病 院 事 業 会 計	—	—	20.0
下 水 道 事 業 会 計	—	—	
水 道 事 業 会 計	—	—	
工 業 用 水 道 事 業 会 計	—	—	
自 動 車 運 送 事 業 会 計	—	1.2	
卸 売 市 場 事 業 特 別 会 計	—	—	
港 湾 整 備 事 業 特 別 会 計	—	—	
生 田 緑 地 ゴ ル フ 場 事 業 特 別 会 計	—	—	

(注)資金不足がない場合、資金不足比率は算出されない。

地方公共団体は、公営企業において資金不足比率が経営健全化基準以上である場合、経営健全化計画を定めなければならない。

資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率である。

全ての会計において資金不足が発生しなかったため資金不足比率は算出されなかった。

各会計の資金不足比率の状況は、次のとおりである。

1 地方公営企業法適用企業

$$\begin{aligned}
 &< \text{算定式} > \\
 \text{資金不足比率} &= \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}} \\
 \text{事業規模} &= \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}
 \end{aligned}$$

(1) 病院事業会計

当年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス 46 億 2,938 万円となり、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

(単位：千円、%)

区 分	金 額			前年度比
	27 年度	26 年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c=A)	△ 4,629,381	△ 5,021,659	392,278	92.2
流動負債等*1(a)	3,887,399	4,930,209	△ 1,042,810	78.8
算入地方債現在高*2(b)	—	—	—	…
流動資産等*3(c)	8,516,780	9,951,868	△ 1,435,088	85.6
事業規模(B)	34,252,660	32,727,386	1,525,274	104.7
(A/B×100)	△ 13.5	△ 15.3		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準*4	20.0			

(注) 資金剰余額がある場合、資金不足額は負の値で表示される。この場合資金不足比率は算出されない。以下の表について同じ。

(2) 下水道事業会計

当年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス 45 億 7,079 万円となり、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

(単位：千円、%)

区 分	金 額			前年度比
	27 年度	26 年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c=A)	△ 4,570,794	△ 4,246,820	△ 323,974	107.6
流動負債等(a)	12,912,926	11,736,764	1,176,162	110.0
算入地方債現在高(b)	—	—	—	…
流動資産等(c)	17,483,720	15,983,584	1,500,136	109.4
事業規模(B)	33,542,290	34,372,185	△ 829,895	97.6
(A/B×100)	△ 13.6	△ 12.3		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0			

(3) 水道事業会計

当年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス 96 億 7,766 万円となり、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

(単位：千円、%)

区 分	金 額			前年度比
	27 年度	26 年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c=A)	△ 9,677,666	△ 10,189,706	512,040	95.0
流動負債等(a)	8,423,519	8,637,998	△ 214,479	97.5
算入地方債現在高(b)	—	—	—	…
流動資産等(c)	18,101,185	18,827,704	△ 726,519	96.1
事業規模(B)	28,010,687	27,834,682	176,005	100.6
(A/B×100)	△ 34.5	△ 36.6		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0			

(4) 工業用水道事業会計

当年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス 74 億 9,227 万円となり、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

(単位：千円、%)

区 分	金 額			前年度比
	27 年度	26 年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c=A)	△ 7,492,275	△ 7,739,198	246,923	96.8
流動負債等(a)	2,899,867	1,878,154	1,021,713	154.4
算入地方債現在高(b)	—	—	—	…
流動資産等(c)	10,392,142	9,617,352	774,790	108.1
事業規模(B)	7,017,582	7,011,674	5,908	100.1
(A/B×100)	△ 106.7	△ 110.3		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0			

(5) 自動車運送事業会計

当年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス 525 万円となり、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

(単位：千円、%)

区 分	金 額			前年度比
	27 年度	26 年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c=A)	△ 5,251	95,332	△ 100,583	△ 5.5
流動負債等(a)	1,100,524	1,505,465	△ 404,941	73.1
算入地方債現在高(b)	—	—	—	…
流動資産等(c)	1,105,775	1,410,133	△ 304,358	78.4
事業規模(B)	7,904,253	7,782,041	122,212	101.6
(A/B×100)	△ 0.0	1.2		
資金不足比率	—	1.2		
経営健全化基準	20.0			

*1 流動負債等

流動負債の額から控除すべき企業債、未払金等を控除した額

*2 算入地方債現在高

建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

*3 流動資産等

流動資産の額から控除すべき財源等を控除した額

*4 経営健全化基準

公営企業の経営の健全化を図るべき基準として政令で定める数値。地方公共団体は、資金不足比率が経営健全化基準以上である場合、経営健全化計画を定めなければならない。

2 地方公営企業法非適用企業

$$\left(\begin{array}{l}
 \text{〈算定式〉} \\
 \text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}} \\
 \text{事業規模} = \text{営業収益に相当する額} - \text{受託工事収益に相当する収入の額}
 \end{array} \right)$$

(1) 卸売市場事業特別会計

当年度の資金不足比率は、資金不足、資金剰余ともに発生しなかったため算出されなかった。

(単位:千円、%)

区 分	金 額			前年度比
	27 年度	26 年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c=A)	—	—	—	…
歳出額(a)	4,265,987	1,374,242	2,891,745	310.4
算入地方債現在高(b)	—	—	—	…
歳入額等(c)	4,265,987	1,374,242	2,891,745	310.4
事業規模(B)	810,088	804,088	6,000	100.7
(A/B×100)	—	—		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0			

(2) 港湾整備事業特別会計

当年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス1,179万円となり、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

(単位:千円、%)

区 分	金 額			前年度比
	27 年度	26 年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c=A)	△ 11,798	△ 378,653	366,855	3.1
歳出額(a)	2,379,479	3,347,732	△ 968,253	71.1
算入地方債現在高(b)	—	—	—	…
歳入額等(c)	2,391,277	3,726,385	△ 1,335,108	64.2
事業規模(B)	745,245	740,178	5,067	100.7
(A/B×100)	△ 1.5	△ 51.1		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0			

(3) 生田緑地ゴルフ場事業特別会計

当年度の資金不足比率は、資金不足額(A)がマイナス 2 億 93 万円となり、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

(単位:千円、%)

区 分	金 額			前年度比
	27 年度	26 年度	比較増△減	
資金不足額(a+b-c=A)	△ 200,936	△ 140,686	△ 60,250	142.8
歳出額(a)	317,504	442,893	△ 125,389	71.7
算入地方債現在高(b)	—	—	—	…
歳入額等(c)	518,440	583,579	△ 65,139	88.8
事業規模(B)	362,057	362,057	—	100
(A/B×100)	△ 55.4	△ 38.8		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0			

3 むすび

当年度は、全ての会計において資金不足が発生しなかったため、資金不足比率は算出されなかった。

各会計においては、引き続き、資金需要の的確な把握に努めるとともに、経営に係る計画等を着実に進め、安定した経営基盤の構築を望むものである。